

令和 6 年 2 月 15 日

市内居宅介護支援事業所 運営法人代表者様
管理者様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長 平尾 光伸

令和 5 年度後期分 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき、誠にありがとうございます。
令和 5 年度後期分の特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書の作成及び提出等についてお知らせします。横浜市内に所在する全ての居宅介護支援事業所におかれましては、横浜市ホームページに掲載されている後期用の『報告書等』をダウンロードの上、御対応をお願いいたします。

事務手順等につきましては、横浜市ホームページの「2 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（令和 5 年度後期用）」の「報告の流れ」「フローチャート」を御確認ください。

★減算適用が終了する場合

令和 5 年度前期分において当該減算適用となっているが、令和 5 年度後期分において、当該減算適用が終了する場合（紹介率最高法人の紹介率が 80% を超えなかった場合、又は 80% を超えたが正当な理由がある場合）は減算終了の届出が必要となります。

「3 減算解消の届出書」（「加算届管理票」、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」）を提出してください。

※報告書作成にあたっては、特定事業所集中減算制度に係る Q & A を御確認ください。

（掲載場所）

■横浜市 トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>3 加算届>

01 居宅介護支援【加算】>居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用状況について
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/kyotaku_kasan/03-01-00.html

1 報告対象期間

令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日

2 提出方法

郵送

3 提出期限

令和6年3月15日（金）消印有効

※消印が押されていない場合（料金後納郵便等）は、期限内に当課に到着した報告書を今回の審査対象といたします。余裕を持って御提出ください。

※配達記録を残す場合は、レターパックや書留郵便などを御利用ください。

※提出期限に間に合わない場合は、正当な理由があった場合でも減算が適用されますので御注意ください。

4 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎16階

横浜市健康福祉局 介護事業指導課 特定事業所集中減算担当 あて

※御提出いただく場合は、本市から結果通知（減算適用が終了する場合は加算届受理書）を送付するための返信用封筒（長3封筒に送付先住所を明記し、84円切手を貼付したもの）を同封してください。

担当 横浜市健康福祉局介護事業指導課

Eメール kf-kikyotaku@city.yokohama.jp